新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月16日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

新潟県規則第42号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（地域振興局の副部長等） **第190条の２**　次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。 （略） 長岡地域振興局　（略） 地域整備部　（略） （略） ２～６　（略）	（地域振興局の副部長等） **第190条の２**　次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。 （略） 長岡地域振興局　（略） 地域整備部　（略） 副部長（災害復旧担当） （略） ２～６　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。